

判例における「グローバル・スタンダード」の 扱いに関する一試論

—— 診療録の開示記録に関する最高裁判決を起点として ——

神山 智美

- I はじめに
- II 情報不開示決定取消等請求事件（最三小判令和3年6月15日）
- III 判決における「グローバル・スタンダード（国際標準）」
- IV 結 び

I はじめに

国際法の国内実施に関する議論¹⁾は展開されてきているところであるし、条約の直接適用の裁判例²⁾も見受けられる。さらに、判決の論拠の一つに「グローバル・スタンダードになっている」という表現が用いられる

-
- 1) 本稿は、筆者の専門とする環境行政法領域に限定するものではない。環境条約の国内実施に関するプロジェクトには、科研費基盤研究（A）「環境条約の日本における国内実施に関する学際的研究—国際・国内レベルでの規律の連関」（研究代表者・児矢野マリ教授）がある。当該議論についてのまとめたものとしては、島村健「国際的な環境利益の国内法による実現—環境条約の国内実施・再論」行政法研究第32号73-116頁等がある。
 - 2) 環境行政法における条約の直接適用の裁判例として、北見道路公金支出金返還請求事件（札幌地判平成25年9月19日LEX/DB文献番号25502559）があり、その評釈として高村ゆかり・ジュリスト臨時増刊1492号284頁および拙稿・新・判例解説Watch（法学セミナー増刊）15号309頁がある。

ようになってきている。

筆者が最初にこのフレーズに触れたのは、情報不開示決定取消等請求事件（最三小判令和3年6月15日民集75巻7号3064頁）である。本判決に関する評釈³⁾は複数あるものの、いずれもこの部分は論点としては扱っていない。そこで、本小稿では、判決における「グローバル・スタンダード（国際標準、グローバル基準等として表現される、国家として批准した条約等に基づかないものことを指す。）」の用いられ方について、本判決を端緒として、管見の限りで整理し、検討するものである。

具体的には、本判例の検討を行いそこで用いられた「グローバル・スタンダード」という文言について検討し（Ⅱ）、判例（裁判例含む）のなかでの「グローバル・スタンダード（グローバルスタンダード、国際標準およびグローバル基準）」という表現を確認・整理し、検討を行う（Ⅲ）。そのうえで、「グローバル・スタンダード」という文言が用いられた意義を再検討して本小稿を結ぶこととする（Ⅳ）。

Ⅱ 情報不開示決定取消等請求事件（最三小判令和3年6月15日）

1 事実の概要と判旨

本件は、いわゆる入管収容者訴訟の一つである。東京拘置所に未決拘禁者として収容されていた上告人（原告・控訴人）が、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（行政機関個人情報保護法、平成15年法律第58号）に基づき、東京矯正管区長に対し、収容中に上告人が受けた診療に関する診療録に記録されている保有個人情報の開示を請求した。診療録は、同法45条（改正法124条）1項所定の保有個人情報に当たり、開示請求の対象か

3) 判例評釈には、日野辰哉・法学セミナー 803号115頁、山本未来・法学セミナー 804号124頁、板垣勝彦・季報情報公開・個人情報保護83号24頁、矢島聖也・新・判例解説WATCH30号37頁、山本拓・ジュリスト1568号101頁、および久保茂樹・ジュリスト臨時増刊1570号42頁、飯島敦子・法学教室493号138頁がある。

ら除外されているとして、その全部を開示しない旨の決定を受けたことから、上告人は、被上告人（被告・被控訴人。国）を相手に、その取消しを求めるとともに、国家賠償法1条1項に基づき慰謝料等の支払を求めたものである。原審は、本件情報については、本件決定は適法であるとして、上告人の請求をいずれも棄却したため、上告人が上訴した。

最高裁は、被收容者が收容中に受けた診療に関する保有個人情報、行政機関個人情報保護法45条1項所定の保有個人情報に当たらないから、同法12条1項の規定による開示請求の対象となるとして、原判決を破棄し、更に審理を尽くさせるため、本件を原審に差戻した。なお、宇賀克也裁判官の補足意見がある。

本稿でフォーカスする「グローバル・スタンダード」という表現は、裁判官宇賀克也の補足意見のなかにある。具体的には、「1988年に国連総会で採択された『あらゆる形態の抑留又は拘禁の下にあるすべての者の保護のための諸原則』26は、『拘禁された者又は受刑者が医学的検査を受けた事実、医師の氏名及び検査の結果は、正しく記録されなければならない。これらの記録へのアクセスは、保障される。そのための方式は、各国法の関連法規に従う。』としている。刑事施設における自己の医療情報へのアクセスの保障は、グローバル・スタンダードになっているといえるのである。また、2015年に国連総会で採択された国連被拘禁者処遇最低基準準則（マンデラ・ルール）26条1項は（以下略）」とある（圏点は筆者による）。

本来ならここで明確に「グローバル・スタンダード」とは何かという定義が必要となろう。Wikipedia（The Free Encyclopedia 英語版：https://en.wikipedia.org/wiki/Main_Page）には項目として存在せず、日本語版によれば、「国際標準」という語から派生した和製英語であると紹介されている。元々、国際的な尺度・数値基準として用いるものであったと推測できる。

なかでも、国際的な「共通の」基準であることが必要であるため、市場で最も影響力のある慣行が、グローバル・スタンダードになる傾向があるとされている。そのため、従来、グローバル・スタンダード＝アメリカン・

スタンダードだといわれていたが、現在ではEU水準との並立である。ちなみに、SDGsにおいても、投資について世界標準での評価がされており、グローバル指標による標準化戦略が採られている⁴⁾。

また、法分野では、グローバル・スタンダードは、ローカル・ルールの反対語ともいえそうであるが、伝統的法理に代わるものというニュアンスが強い。

なお、環境法では、基本原則がグローバル・スタンダードとして取り上げられており、北村喜宣教授(上智大学)は、「原則」とは「強い指導性を持つガイドラインという程度の意味と解したい」とし、「それに反するのは違法」と評価できるような法原則としている⁵⁾のが参考になる。

2 判例の検討

(1) 前提として：民間医療機関の場合と公立病院の診療録の場合

本判例の前提として、医師が患者に対して診療録の開示義務を負うか否かに関しては、議論があった。東京高判昭和61年8月28日判時1208号85頁は否定した。だが、その後の東京地判平成23年1月27日判タ1367号212頁は、インプラントの二次手術を受けた患者に対し、債務不履行責任を肯定しているし、東京地判平成22年1月28日判タ1328号167頁は、肺炎で死亡した患者の遺族に対し、診療記録の紛失による不法行為責任を肯定した。

医療機関や医師は、そもそもカルテは患者に開示することを目的として作成される書面ではないことから、もしもカルテの開示を原則とするので

4) 世界のESG投資額の統計を集計している国際団体GISA (Global Sustainable Investment Alliance : <http://www.gsi-alliance.org/>) によるESG投資の統計報告書「Global Sustainable Investment Review (GSIR)」,および経済産業省ウェブサイト「『SDGs経営ガイド』を取りまとめました：企業の『SDGs経営』によるESG投資の呼び込みを後押しします」2019年5月31日 <https://www.meti.go.jp/press/2019/05/20190531003/20190531003.html>(いずれも2022年12月7日最終閲覧)。

5) 北村喜宣『環境法 第5版』(弘文堂, 2020年) 55頁。

あれば、医師は委縮し、率直にその時の印象や意見を記述できなくなるとの懸念があった。また、病状の悪い患者がカルテの記載を見ることで、治療に悪影響がある、信頼関係が破壊される、さらには自殺につながる可能性もある。そのような考え方から、カルテの開示には医師や医療機関側の根強い抵抗があった。

しかし、平成15（2003）年5月の改正個人情報保護法の施行と、厚生労働省による「診療情報の提供等に関する指針」の制定が大きな影響を与えている。個人情報保護法28条1項（改正法33条1項）は、「本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データの開示を請求することができる。」と定め、原則として個人情報取扱事業者である民間医療機関に対する保有個人データの開示義務を認めたことがある⁶⁾。さらに、平成29年（2017）年5月30日から、小規模事業者の除外規定も撤廃された。そこで、同条により、民間の医療機関は、原則としてカルテの開示義務を負うこととなった。また、診療録の開示については、厚生労働省は平成15年9月12日付で「診療情報の提供等に関する指針⁷⁾」を制定し、その七（一）「診療記録の開示に関する原則」として、「医療従事者等は、患者等が患者の診療記録の開示を求めた場合には、原則としてこれに応じなければならない。」と定めている。あくまでも「指針（ガイドライン）」ではあるが、医療分野における現場である医療機関等、介護関係事業者にも大きな影響を与えた。さらに、厚生労働分野における個人情報の適切な取扱いのためのガイドラインとして平成29年4月14日付「医療・介護関係事

6) 平成27年改正前の旧25条1項は、開示の求めに対して個人情報取扱事業者の義務として規定している。ただし、例外の第1号「本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合」、第2号「当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合」という規定がある。

7) 厚生労働省「診療情報の提供等に関する指針」<https://www.mhlw.go.jp/shingi/2004/06/s0623-15m.html>（2022年9月14日最終閲覧）。

業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドンス⁸⁾」（平成29年4月14日通知、同年5月30日適用、令和2年10月9日改正）も、遵守すべきものとして受け入れられている。

他方、自己情報の本人開示請求について、平成15年全部改正までの旧法13条1項但し書きは、教育情報、医療情報および刑事情報を開示請求の対象から除外していたが、行政機関個人情報保護法12条1項（改正法76条1項）は、教育情報と医療情報を開示請求の対象とした。宇賀克也による『新・個人情報保護の逐条解説⁹⁾』によれば、「自己情報の開示請求制度は、行政機関が保有する自己情報の正確性、取扱いの適正性を本人が確認するために不可欠の制度であり、OECD8原則の個人参加の原則（第7）に対応する。」とする。

このように、学説の批判も少なくなく¹⁰⁾、例えば曾我部真裕は、憲法13条で保障される自己情報コントロール権の解釈指針としての効力や、行政機関個人情報保護法が保有個人情報の開示請求を原則として認めるものとしていること等に照らして、同法45条1項の限定解釈の可能性を説く^{11) 12)}。具体的には、「①現に収容されている者についての情報は適用除外にならないとの解釈のほか、②診療記録については、同行の立法趣旨の合理性が疑わしく開示を受ける利益が明らかに優越することから、同項が適用されないとの解釈が可能である」というものが提示されている。

なお、個人情報保護条例の実施機関になっている公立病院の診療録については、開示請求の対象となる（横浜地判平成8年3月25日判時1587号53頁、

8) 個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドンス」<https://www.mhlw.go.jp/content/000909511.pdf>（2022年12月5日最終閲覧）。

9) 宇賀克也『新・個人情報保護法の逐条解説』（有斐閣、2021年）525頁。

10) 匿名解説 判例タイムズ1489号31頁左列。

11) 曾我部真裕「行政機関個人情報保護法45条1項の適用除外について」立命館法学393・394号433頁。

12) 匿名解説・前掲注10) 31頁左列。

東京地判平成29年5月19日裁判所LEX/DB文献番号25449304，東京地判令和2年10月13日判自479号79頁がある。。

（２）OECD 8 原則，個人情報保護条例と情報公開条例との関係

ここでOECD 8 原則，および個人情報保護条例と情報公開条例との関係について述べておく。まず，宇賀が挙げるOECD 8 原則¹³⁾とは，OECDが1980（昭和55）年9月に採択した「プライバシー保護と個人データの国際流通についてのガイドラインに関する理事会勧告：Recommendation of the Council Concerning Guidelines Governing the Protection of Privacy and Transborder Flows of Personal Data (23 September 1980)」のことである。宇賀の挙げる「個人参加の原則（第7）Individual Participation Principle」は「個人は次の権利を有する。(a) データ管理者が自己に関するデータを有しているか否かについて，データ管理者またはその他の者から確認を得ること。(b) 自己に関するデータを，i) 合理的な期間に，ii) もし必要なら，過度にならない費用で，iii) 合理的な方法で，かつ，iv) 自己にわかりやすい形で自己に知らしめられること。(c) 上記 (a) および (b) の要求が拒否された場合には，その理由が与えられることおよびそのような拒否に対して異議を申立てることができること。(d) 自己に関するデータに対して異議を申立てることができることおよびその異議が認められた場合には，そのデータを消去，修正，完全化，補正させること。¹⁴⁾」である。このOECD 8 原則は，2013年に改正されているが，世界

13) OECD “OECD Guidelines on the Protection of Privacy and Transborder Flows of Personal Data” <https://www.oecd.org/digital/ieconomy/oecdguidelinesonthe protectionofprivacyandtransborderflowsofpersonaldata.htm#recommendation> (last visited September14, 2022).

14) 総務省「OECD理事会勧告八原則（昭和55年（1980年）9月）」https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/oecd8198009.html（2022年9月14日最終閲覧）。

の個人情報保護の共通した基本原則となるものとされており¹⁵⁾、日本の個人情報保護法もOECD 8原則を取り込む形で制定されている。

また、個人情報保護条例と情報公開条例との関係については、公文書非公開決定取消請求事件，レセプト訴訟最三小判平成13年12月18日民集55巻7号1603頁で判断されている。原告夫婦が共同でした兵庫県公文書公開条例に基づく分娩に関する診療報酬明細書の情報公開請求における個人情報該当性を理由とする非公開決定について，取消請求を容認した原判決に対する上告を棄却した。

これは，平成8年に兵庫県情報保護条例が制定されたが，平成5年当時の「個人情報保護制度が採用されていない状況の下において，情報公開制度に基づいてされた自己の個人情報の開示請求については，そのような請求を許さない趣旨の規定が置かれている場合は格別，当該個人の上記権利利益を害さないことが請求自体において明らかなきは，個人に関する情報であることを理由に請求を拒否することはできないと解するのが条例の合理的な解釈というべきである。」と判示しているとおりである。

宇賀も，「本件最高裁判決は，一方においては情報公開制度と個人情報保護制度が別の理念に基づくものであることを指摘しながら，他方において，個人情報保護という面での共通性を指摘して，目的論的解釈を行っている。¹⁶⁾」と解説し，前掲の『新・個人情報保護法の逐条解説』では，「情報公開条例については，（本判決が）一定の要件の下で，本人開示を認めている。¹⁷⁾」と指摘している。

松井茂記も，同判例に関し，「条例の性格の差異の結果として，情報公開条例のもとでは特定個人が識別される個人情報が記録されている場合，

15) OECD “OECD work on privacy” <https://www.oecd.org/sti/ieconomy/privacy.htm> (last visited September14, 2022).

16) 宇賀克也「自己情報の本人開示請求—レセプト訴訟」メディア判例百選第2版（有斐閣，2018年）33頁。

17) 宇賀・前掲注9）546頁。

たとえその本人からの請求であっても開示請求は拒否されうるが（ただし、同判例参照）、個人情報保護条例の場合は、当該本人に関する個人情報が記録されていることは、開示を拒否する理由とはならない。¹⁸⁾とする。さらに、例外事由の解釈に関し、情報公開条例の場合は誰からでも開示請求が可能であることを前提に、当該情報を開示した場合にどのような支障が生じるかを問題としなければならないが、個人情報保護条例の場合、当該本人に開示した場合にどのような支障が生じるかを問題としなければならないと解説している。それぞれの制度において想定される開示請求者が異なることから、勘案すべき点にも自ずと相違があるといえる。

なお、本判決の後日談として、国は診療録を開示したが、国家賠償法に基づく請求により国家賠償請求の成否および損害額が争われた。差戻後の控訴審である東京高判令和4年4月7日LEX/DB文献番号25592204は、「本件決定により医療記録の開示を受けられないことにより、人の生命及び健康の維持という最も重要な人格的利益が侵害されるといえ、同利益が侵害されることによる精神的苦痛は看過できないもの」とし、「本件決定がされた原因は、上記のとおり法務省の担当者等が行政機関個人情報保護法45条1項につき誤った解釈を採用してきたことにある」と指摘した。そのうえで、「本件決定自体は処分行政庁である東京矯正管区長の名義で行われたものであるが、上記誤った解釈は法務省としての組織的解釈となっており、上記解釈を法務省の担当者等が採用し維持してきたことと同解釈を根拠として本件決定が行われたことは一体的に捉えることが実態に沿う」として、法務省の担当者等の上記注意義務違反をもって、本件決定は国家賠償法1条1項の適用上も違法と評価することが相当でありかつ同法務省の担当者等には過失があったとし、国家賠償請求については一部認容し、その余の請求を棄却した内容で、第1審判決を変更した。

18) 松井茂記「情報公開制度と個人情報保護制度」高田敏・村上武則編『ファンダメンタル地方自治法』（法律文化社、2004年）137頁。

（3）刑事施設の診療録について

本判例において問題となるのは、刑事施設の診療録である。平成15年の全部改正後も行政機関個人情報保護法45条1項（改正法124条）により、刑事情報は開示請求の対象から除外されていることから問題となる。

内閣府情報公開・個人情報保護審査会の平成18年4月12日答申¹⁹⁾は、特定の行刑施設で保有する特定個人に係る血液検査の結果が記録された文書および診療録（カルテ）の開示が請求された事例に関するものである。諮問庁は、本件対象保有個人情報につき、同法45条1項の「刑の執行等に係る保有個人情報」に当たり、同法の第4章（開示、訂正および利用停止）の規定は適用されないとし、不開示としている。この血液検査結果および診療録の開示請求に対し、審査会答申は、本条の「刑の執行等に係る保有個人情報」に該当するとして、不開示決定は妥当としている。その理由は、被收容者の健康の維持・管理は、適切な刑の執行に不可欠の要素といえるので、被收容者の医療情報は、それが刑の執行そのものに関する情報ではない場合であっても、刑の執行に必然的に付随する重要な事務に関する情報であり、前科の有無を確認するための情報として用いられるおそれがあることも否定できないことから、法の適用除外とされる「刑の執行に係る保有個人情報」に該当するものと認められるというものである。

これに関し、宇賀は、「過去に收容されたことがある者については、このようにいえようが、現に收容されている者についてまで、本条の定める適用除外の理由が妥当するかについては、検討する必要があるように思われる²⁰⁾。」としている。さらに、牧田潤一郎も、「本条項に基づく適用除外については、受刑者からの刑務所内で作成された診療録の保有個人情報の

19) 総務省「情報公開・個人情報保護関係 答申・判決データベース・答申書 諮問日：平成17年10月13日（平成17年（行個）諮問第5号）、答申日：平成18年4月12日（平成18年度（行個）答申第1号）」<https://koukai-hogo-db.soumu.go.jp/reportBody/2534>（2022年9月14日最終閲覧）。

20) 宇賀克也『個人情報保護法の逐条解説（第六版）』（有斐閣、2018年）623頁。

開示請求等に対して広く主張されており、審査会もこれを認めている。しかし、現在の收容者について適用除外の趣旨は妥当せず、開示を認める方向で検討すべきであろう²¹⁾」として、上記字賀を引用している。

学説とは異なり、10件を超える裁判例（例として、東京地判平成20年1月25日LEX/DB文献番号25421273、東京高判平成20年7月9日LEX/DB文献番号25440349、東京地判令和元年11月8日LEX/DB文献番号25583116、大阪地判令和2年9月11日LEX/DB文献番号25566775）も、上記審査会と同様の解釈をしており、現在の受刑者に対しては同法45条1項に該当する適用除外とはしないという限定解釈を用いていない。

しかし、大阪高判令和3年4月8日判タ1484号66頁は、大阪刑務所が保有する控訴人（同所被收容者）の診療情報は、同法45条1項所定の保有個人情報に該当せず、同法12条1項による開示請求の対象になると解されると判断した。それゆえ、控訴人がした当該診療情報の開示請求につき同法45条1項を適用してされた不開示決定が違法であるとして取り消した。つまり、「現在の受刑者」には適用しないという限定解釈をしたのではなく、同法45条1項を刑事関連情報中の診療情報に無制限に適用することは、医療情報の取扱いに関して、規制目的との関係で合理的な均衡を欠く事態を招来し、「個人の人格尊重」という個人情報保護法制の基本理念と整合しないから、同条同項は「診療情報」には適用されないと解釈すべきであるとした。そのため、刑事施設において保有する診療情報は同法12条1項による開示請求の対象となるから、刑事施設の被收容者（又は被收容者であった者）からの診療情報の開示請求に対し、当該情報が開示請求の対象外であることを理由としてされた全部不開示決定は、同法45条1項の解釈適用を誤るものとして、違法であると判示した。すなわち、「現在の受刑者」からの請求かどうかではなく、目的と手段の合理性を鑑み「診療情報」は

21) 牧田潤一郎「個人情報保護法 第45条（適用除外等）」、右崎正博・多賀谷一照・田島泰彦・三宅弘編『情報公開法・個人情報保護法・公文書管理法（新基本法コンメンタール）』（日本評論社、2013年）354頁。

同法45条1項所定の保有個人情報には該当しないと判断したのである。

（4）刑事施設における医療に関して

刑務所の中の医療水準を検討するに、本庄武によれば、概して、保安の要請もあり閉鎖的で医療水準が低いということが、刑務所医療の問題点として指摘されている²²⁾。本庄によれば、具体的には、深刻な医師不足にあるという。そのため、法務省では「矯正医療の在り方に関する有識者検討会」が開催され、2014年1月に「矯正医療の在り方に関する報告書」が公表されたとある。日本弁護士連合会も、2013年9月4日に法務大臣等に「刑事施設医療の抜本的改革のための提言²³⁾」を提出しており²⁴⁾、有識者の間では、問題は共有されている。

なお、船山健二によれば、通常は刑務所医療という表現ではなく、「矯正医療」という表現が用いられるようである²⁵⁾が、本稿では刑務所医療²⁶⁾と表現することとする。この刑務所医療は、被収容者の健康管理および衛生管理に責任を負っているとされ、医療に関する費用に対し、健康保険は適用されない²⁷⁾。

22) 本庄武「刑務所医療」刑法雑誌54巻3号（2015年）524-529頁。

23) 日本弁護士連合会「刑事施設医療の抜本的改革のための提言 2013年（平成25年）8月22日」https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/opinion/report/data/2013/opinion_130822.pdf（2022年9月15日最終閲覧）。

24) 日本弁護士連合会「『矯正施設の医療の在り方に関する報告書』に関する会長声明2014年（平成26年）1月21日」<https://www.nichibenren.or.jp/document/statement/year/2014/140121.html>（2022年9月15日最終閲覧）。

25) 船山健二「刑務所医療における意思決定支援」安田恵美編『刑務所出所者等の意思決定・意思表示の難しさと当事者の声に基づく支援URP先端的都市研究シリーズ18』（大阪市立大学都市研究プラザ、2020年）23-39頁。

26) いわゆる刑務所とは、刑事収用施設法3条に規定する、刑事施設（刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所および婦人補導員を総称する）の一部であるが、本稿では、刑事施設と同義として用いることとする。

27) 船山・前掲注25）23頁。

この刑務所医療に関しては、「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（刑事収容施設法、平成17年法律第50号）」に規定されている。本件判例は、同法56条、62条1項と医療法（昭和23年法律第205号）30条の2を引用し、「被収容者が収容中に受ける診療の性質は、社会一般において提供される診療と異なるものではないというべきである。」と判示している。

しかしながら、現状は前述の通りであり、被収容者の場合、情報開示請求の根拠を医療行為に関するインフォームド・コンセント²⁸⁾に求めても、刑事施設内では、前述のように保険医療（健康保険による給付内容）が受けられない現状では、検査等の診察も投薬などの治療も限られ得るため、実際上の利益に乏しいとも考えられる。

さらに、解釈手法としては、「立法趣旨の合理性や開示請求に係る情報の重要性といった実質的な観点から直ちに結論を導くのではなく、被収容者が収容中に受けた診療に関する保有個人情報の性質や旧法における位置付け、旧法の全部改正の経緯等の具体的な検討を通じて、当該情報と行政機関個人情報保護法45条1項所定の保有個人情報との関係を明らかにしたものである点²⁹⁾」に注目する必要がある。つまり、立法資料の活用とは異なり、解釈に、改正時の旧法解釈を活用し、その時点で「新たな論点とはしていないこと」をそのまま踏襲した点である。むしろ、立法時または立法趣旨の合理性に切り込むべきであったと思われる。

さらに、本件でとりあげたい宇賀補足意見における「刑事施設における自己の医療情報へのアクセスの保障は、グローバル・スタンダードになっ

28) 日本看護協会によれば、「患者・家族が病状や治療について十分に理解し、また、医療職も患者・家族の意向や様々な状況や説明内容をどのように受け止めたか、どのような医療を選択するか、患者・家族、医療職、ソーシャルワーカーやケアマネジャーなど関係者と互いに情報共有し、皆で合意するプロセスである。」と説明される。<https://www.nurse.or.jp/nursing/practice/rinri/text/basic/problem/informed.html>（2022年9月15日最終閲覧）。

29) 匿名解説・前掲注10) 31頁右列。

ている」という表現が、解釈論の根拠として十分かという疑問が残る。というのも、宇賀が前述の『新・個人情報保護の逐条解説³⁰⁾』で述べる「本法には、医療情報の開示についての特別な仕組みは決定されていないが、諸外国においては、専門の意思による開示を義務付ける等、医療情報の特性に応じた仕組みを定めるものが少なくない。（中略）医療情報の開示の決定などにあたって、医師等の専門家の意見を反映すべきという意見について、関係省庁において、今後引き続き検討し、必要があれば、個別法において適切な措置をとることが期待される。」は立法論であり、解釈ではないからである。

なお、条約との関係では、世界人権宣言が国際人権規約になり、リオ宣言が気候変動枠組み条約になったように、国連の会議での合意が後に条約化されるまでの状態がグローバル・スタンダードに相当するともいえる。北村教授は、オース条約（日本は未加入）の情報・行政・司法アクセスは市民参加に関する国際標準であるとしている³¹⁾。

本判決は、刑事法分野での準則が簡単には条約化されないという場面での問題といえ、日本政府による難民認定の運用が難民条約の国際標準とかけ離れているというのもその典型事例である。

Ⅲ 判決における「グローバル・スタンダード（国際標準）」

1 「グローバル・スタンダード」を判決に用いる有効性

判例・裁判例を見渡すと、概して、国際連合の定め（数値が含まれているもの含む）等に対して「国際基準」および「国際標準」という表現を充てることが多い³²⁾。ここで筆者が懸念しているのは、「あらゆる形態の抑留

30) 宇賀・前掲9) 526頁。

31) 北村・前掲注5) 101頁。

32) 例として、東京地判令和3年12月20日LEX/DB文献番号25602902における「MMSEテストは、認知症判定の国際基準であり、30点満点中23点以下の場合、

又は拘禁の下にあるすべての者の保護のための諸原則」のように、基本的には国内法において措置されてこそ法的効力を生ずる国際的な規範が、あたかも“規範として既に存在する「グローバル・スタンダード（国際標準）」である”として、それが判決の論拠に用いられることの有効性である。

より具体的には、国連総会採択により本件記録開示がなされるべきことは既に「グローバル・スタンダード」となっており、その各国内での方式は各国の関連法規で定めるべきとしているところ、日本は未だ定めていないだけとも考えられる。だが、実際に国内での方式は「未だ」規定されておらず（議論の俎上に上っておらず）、その段階において、本件記録開示がなされるべきことは「グローバル・スタンダード」であることから、その開示を要求する者が不利益を被ってはならず開示すべきである、という考え方が受け入れられるかどうか、もしも受け入れられるとすればそれはどういう場合か（そうした主張が有効性を発揮するのはどういう場合か）、である。

筆者は、この問いに対する考え方（説）として、以下の二つを想定している。まず、第一説として、国内法による解釈への補強根拠として用いる場合である。たしかに、国内法でも議論（説）があり、さらにそれへの補強としての諸外国の法令やグローバルな標準として受入れられている実態や規範があるとすれば、それはその解釈や説明の正しさを証明する理由と

認知症の疑いがあるとされる。』、東京高判令和3年11月18日HLEX/DB文献番号25591917における「また、被控訴人らは、羊水塞栓症に関する症例登録判断基準については、欧米基準、国際基準のいずれも、『分娩中又は胎児娩出後30分以内に発症』が必要とされているが、亡 α のケースは本件帝王切開術後、数時間を経過してショック症状を発症しているものであり、羊水塞栓症では説明できない旨主張する。』、および宮崎地判令和3年6月28日HLEX/DB文献番号25571680における「昭和48年4月12日、『航空機騒音に係る環境基準について（報告）』を提出した。同報告書では、航空機騒音に係る諸対策を総合的に推進するにあたって目標となるべき環境基準の設定につき、航空機騒音の評価単位の国際標準である等の理由から、WECPNLを評価指標として用いることが提言され、（以下略）」がある（傍線は筆者による）。

して利用可能である（これを「補強説」とする。）。これは、文字通り補強であるため、グローバル・スタンダードという指標に基づかない説明が存在するのが前提であり、グローバル・スタンダードに基づく論拠のみでは成り立たないことになる。

他方、国内法令に本件記録開示の方式まで規定すべきであるにもかかわらず規定できていないため、法の欠缺を埋めるためにグローバル・スタンダードとして認められている規範を代わりに用いているとするものを第二説とする（これを「国内法令の代替説」とする。）。ただし、これには、その欠缺を埋めるところに、幾分「前のめり」感が否めないし、それは、むしろ立法義務の懈怠による不作為を問うているとも考えられるため、国内執行法の制定過程において、本件記録開示がなされるべきことの是非が議論されたうえで、開示することおよびその方式が示されていないのであれば、開示しないとする国内法を尊重すべきであるという反論があり得る³³⁾。

ちなみに、Ⅱで検討した情報不開示決定取消等請求事件（最三小判令和3年6月15日）は、いずれの説でも説明がつく。宇賀補足意見中の表現であり、「補強説」ともいえるし、国内における立法措置が遅れているため「国内法令の代替説」としても機能し得るであろう。

これらの説に、実際の判決が合致するかどうかは不明であるため、これまでの日本の判決における「グローバル・スタンダード（国際標準・国際基準）」というものの用いられ方を、次節以降で管見の限りで整理を試みる。

33) ここでは、第一説、第二説としたが、これは論点の種類が多分に影響しており、「説」というよりは「型（第一型、第二型）」という分けの方が適切かとも思案する。その理由は、具体的数値等の選定に係る技術的専門的な論点は、そもそも論拠ある説明をするのが難しく、それらの数値が国内法令で規定されていないければグローバル・スタンダードとされるものを使わざるを得ないことから「第二説（第二型）」になりやすい。他方、そうではない論点であれば、国内法令を援用した解釈論などからもいくばくかの展開が可能であることから第一説（第一型）となりやすいと思われるからである。

2 判例（裁判例含む）における「グローバル・スタンダード」の整理

前述の通り、「国際基準」については、国際連合の定め（数値が含まれているもの含む）等に対して「国際基準」等という表現を充てることが多い。さらに、「国際標準」および「グローバル・スタンダード」も「国際基準」に準じた用いられ方をしているものがある。そのため、本稿における検討では、国際社会において明確に制定された基準を指すものは含めない（除く）こととする。

そのうえで、「グローバル・スタンダード」、「グローバルスタンダード」、「グローバル基準」、「国際標準」をキーワードとして検索すると、191件の判例（裁判例含む）が見つかる（2022年9月12日 HLEX/DBにより筆者調査）。それらを、上記における本件の検討に沿って整理すると以下に示す表1になる。なお、表1における傍線は筆者による。

表1 判決文における「グローバル・スタンダード（一部「国際標準」含む）」

①横浜地判平成31年 2月20日 LEX/DB文献番号 25571003	原告らの主張：このようにがん、白血病、心臓疾患などの確率的影響にしきい値は存在せず、どんなに低い線量でも影響が発生する確率はゼロではないということは、被告国の提出証拠にも明確に述べられているもので、「 <u>グローバルスタンダード</u> 」（略）といえるものである。
②東京地判平成26年 10月31日 LEX/DB文献番号 25521921	原告の主張の要旨：難民の意義等 （前略）我が国の難民認定率が、他の先進工業国のそれに比べて際立って低いのは、他の先進工業国が、難民条約の締結国として、同条約に基づいて難民の意義を解釈し、その認定をしているのに対し、我が国が、同条約を独自に解釈していることに起因していると考えられる。これは、条約が国内法に優先する効力を有し、国内法によってその内容を修正ないし変更することができないことからすれば、条約の締結国がその解釈に係る <u>グローバルスタンダード</u> に従うことは当然であるのに、我が国はそれに従っていないことを示すものであって、被告の

	主張する難民の意義や立証責任についての考え方には明らかに問題があるということにはかならない。
③福岡高判平成23年10月17日 判時2138号63頁	控訴人らの主張：原判決は、旧法制定時において、内外人平等原則がグローバルスタンダードとなっていた旨の控訴人らの主張を排斥したが、植民地支配終了等の領土変更が生じた際には、国内に居住する旧植民地の人々に対し、当該国の国籍を保障することが国際慣行であることに照らせば、在日コリアンは内国人として扱われるべき存在であって、在日コリアンを社会保障の対象から除外することは内外人平等原則を持ち出すまでもなく不当である。
④東京地判平成18年12月15日 先物取引裁判例集47号55頁	被告らの主張：ア 外国為替証拠金取引が公序良俗違反であると主張について（中略）法令による違法性の阻却がなくても、社会的相当性のある行為であれば違法性は阻却される。現今におけるグローバル・スタンダードは、外国為替証拠金取引それ自体の無効・違法を断定する立場は存在しない。為銀主義の撤廃は、外国為替取引を自由化したものであり、外国為替証拠金取引をも自由化したものである。その有効・適法を前提に、その規制の方策が検討されているのである。
⑤東京地判平成16年9月27日 判時1876号34頁	被告の主張：原賠法2条2項、3条1項にいう「損害」は、前記のように、民法709条の損害概念を用いたものであるから、前記アは原賠法2条2項、3条1項の「損害」についても等しく妥当する。加えて、原子力にかかる問題は国際的な問題であり、国際条約、国際機関を通じて、国際的基準（グローバル・スタンダード）が形成されてきた分野であり、原子力損害にかかる法律問題も国際的な関連を持った問題であるから、国際条約及び外国における原子力にかかる問題に関する法の解釈のみならず、その小前提をなす事実関係の認定の過程等の諸事情をも参考とするのが相当である。
⑥東京地判平成16年3月19日	原告らの主張：勤務基準変更による著しい不利益性 これに対し、上記第3（原告ら）1ないし3、上記1（2）のとおり、本件改定により運航の安全性が阻害されてい

判例における「グローバル・スタンダード」の扱いに関する一試論（神山）

<p>LEX/DB文献番号 28092219</p>	<p>ること、他社の基準との比較においても被告の基準は突出しており、世界のグローバルスタンダードから著しく逸脱していること、勤務実態からも運航の安全に脅威が生じていること、乗員らに肉体的・精神的あるいは社会生活上著しい負担・負荷を与えていること等からすれば、不利益性は大きい。</p>
<p>⑦東京地八王子支部 判平成14年12月16日 交通事故民事裁判例 集35巻6号1646頁</p>	<p>裁判所の判断： ア 原告の主張する精神的障害がPTSDに該当するかについて判断する。 （ア）証拠（乙一、七）によれば、以下の事実が認められ、他にこの認定を左右するに足る証拠はない。 a PTSDは、平成6年10月12日総務庁告示第75号により精神障害とみなされているが、この告示は、世界保健機関が定めたICD-10の内容に基づいており、また、ICD-10の診断基準は、現在のところ、いわゆる<u>グローバルスタンダード</u>として認められている。</p>
<p>⑧東京地判平成14年 2月21日 判例時報1789号157 頁</p>	<p>原告の主張：たとえ本件総会前に送付された議決権行使書面の賛否の記載により、議決結果が明らかになっていたとしても、本件総会に出席し、議場で議決を行った株主の賛否をも数えた上で、可決の有無を判断すべきは民主的に運営されるべき株主総会の当然の条理である。被告の採決方法は、株主総会の出席株主の議決権を無視するもののみならず、株主総会そのものを形式的な儀式とみなすものであり、議決権の厳正な集計を求める<u>グローバルスタンダード</u>にも反するものである。</p>
<p>⑨熊本地判平成13年 5月11日 判例時報1748号30頁</p>	<p>原告らの主張：WHO第一回らい専門委員会報告 （前略）国会議員としては、<u>グローバル・スタンダード</u>というべき右報告を、新法の審議の最も重要な資料の一つとして、より詳細に検討すべきであった。この新法の審議過程をたどると、ハンセン病を予防するには患者の隔離以外に方法はないという前提に疑問が呈されていないが、右報告を検討すれば、その前提の誤りが容易に認識できたはずであり、右報告の存在を知りながら、これを検討しなかったことこそが、国会の致命的な誤りであった。</p>

<p>⑩大阪地判平成13年 2月28日 金融・商事判例1114 号21頁</p>	<p>原告らの主張：以上のとおり、本件議決権行使書面は、株主総会における株主の意思を正確に反映させず、かつ、<u>グローバル・スタンダード</u>の基準にも合致しないものであるから、その決議に当たって、株主総会に出席しない株主が右書面により議決権を行使した本件決議1及び2は、その決議方法が著しく不公正である。</p>
<p>⑪大阪地判平成11年 10月7日 判時1699号48頁</p>	<p>原告らの主張：以上のとおり、ベルヌ条約、WIPO著作権条約、世界各国の法制等からして、頒布権の国内消尽を認めるのが国際的常識ないし<u>グローバル・スタンダード</u>であり、また、我が国の特許法の消尽理論は著作権法にも妥当するものであるから、映画の著作物の頒布権は、いったん適法に複製された複製物が適法に譲渡された場合には、以後、当該複製物に関する限り及ばないものと解すべきである。本件各ゲームソフトの中古ソフトは、適法に複製されたゲームソフトの複製物がいったん適法に頒布されて流通に置かれた後のものであり、上映目的で販売されるものでもないから、被告らが行う本件各ゲームソフトの中古ソフトの譲渡に原告らの頒布権は及ばない。</p>
<p>⑫宮崎地判令和3年 6月28日 LEX/DB文献番号 25571680</p>	<p>裁判所の判断： 昭和48年環境基準の告示に至る経過は次のとおりである。環境庁長官の諮問を受けた中央公害対策審議会騒音振動部会特殊騒音専門委員会は、昭和48年4月12日、「航空機騒音に係る環境基準について（報告）」を提出した。同報告書では、航空機騒音に係る諸対策を総合的に推進するにあたって目標となるべき環境基準の設定につき、航空機騒音の評価単位の<u>国際標準</u>である等の理由から、WECPNLを評価指標として用いることが提言され、併せて、地域類型に応じて指針値をW70又はW75とすることや、指針値達成期間及び達成のための施策等についての検討結果が報告された。中央公害対策審議会は、同年12月6日、同報告書に基づき、環境庁長官に対し、「航空機騒音に係る環境基準の設定について（答申）」と題する答申を行い、同月27日、昭和48年環境基準が告示されるに至った。</p>

3 検討

まず、判決文に「グローバル・スタンダード」という表現が現れたのは、管見によれば最も古いもので平成11年（1999）年であり、前世紀末頃から使われ始めた表現ということがいえる。また、判決文における検索をするも、大勢は原告（被告、控訴人等を含む）の主張において、「その主張はわが国の現行制定法には存在していないが、もはや『グローバル・スタンダード』なので、その方向で解釈して判決を下してほしい」という意向で用いられていることが多い（例として①②③④⑤⑥⑧⑨⑩⑪）。

次に、⑫宮崎地判令和3年6月28日LEX/DB文献番号25571680に注目したい。同判決は、裁判所の判断のなかで用いている。そこでは、昭和48年環境基準の告示に至る経過として、航空機騒音の評価単位の国際標準であるということを理由としてWECPNLを評価指標として用いることが提言され、それに基づき検討および中央公害対策審議会による答申を経て、昭和48年環境基準が告示されるに至ったことが示されている。つまり、国際標準と認めてそれをわが国の法令に導入したという説明に用いられている。

他方、本検討で扱おうとしているのは、法令に導入されていない段階の「グローバル・スタンダード」である。これに関しては、⑦東京地判平成14年12月16日交通事故民事裁判例集35巻6号1646頁が一つの解を与えてくれている。

⑦東京地八王子支部判平成14年12月16日は、交通事故による損害賠償請求事件および債務不存在確認請求事件である。原告が、原告と被告との間で発生した交通事故および本件事故後の被告の不誠実な対応により、整形外科的障害のほか、心的外傷性ストレス障害（PTSD）などの精神的障害も負ったとして、被告に対し、損害賠償金の一部を請求した事案である。裁判所は、本件事故は比較的軽微な事故であり、原告の症状としてもフラッシュバックが認められないなど、原告の主張する精神的障害は、世界保健

機構の定めるPTSDの診断基準ICD-10に照らして、PTSDと認めることはできないと判断した。少なくとも整形外科的障害が症状固定となった日以降に原告が訴えている精神障害と本件事故との間に相当因果関係を認めることはできないと判示した。

「グローバル・スタンダード」という文言は、世界保健機構の定めるPTSDの診断基準ICD-10をそれとして、その基準に照らして裁判所が判断したからである。

つまり、国内において法令の基準がない場合に、「グローバル・スタンダード」と認められる標準（指標）を用いて判断したということになる³⁴⁾。より具体的には、「a PTSDは、平成6年10月12日総務庁告示第75号により精神障害とみなされているが、この告示は、世界保健機関が定めたICD-10の内容に基づいており、また、ICD-10の診断基準は、現在のところ、いわゆるグローバルスタンダードとして認められている。」と、提示された証拠から認定している。そのうえで、「b ICD-10の診断基準によれば、PTSDと診断するためには、『ほとんど誰にでも大きな苦悩を引き起こすような例外的に著しく驚異的な、あるいは破局的な性質を持った出来事あるいは状況に対する反応として生じるもの（すなわち、自然災害または人工災害、激しい事故、他人の変死の目撃、あるいは拷問、テロリズム、強姦あるいは他の犯罪の犠牲となること）』であることが必要とされ、その症状としては、ある種の無感覚と情動鈍化、他人からの離脱、周囲への鈍感さ、外傷を想

34) 厚生労働省は、1995年1月からWHOの国際疾病分類であるICD-10を採用しており、精神医療の現場ではこれが実務上通用している。例えば、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（精神保健福祉法、昭和25年法律第123号）による入院届や措置入院者の定期病状報告書の様式では病名欄にICDカテゴリーを記載するようになっている。また、いわゆる医療観察法（心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律、平成15年法律第110号）の鑑定書作成ガイドライン（国や裁判所の公式見解ではないが、準拠すべきものとして運用されている。）でも、「原則としてICD-10を用い、必要があればDSM-IVや従来診療を付記する」とされている。

起させる活動や状況の回避，侵入的回想（フラッシュバック）や夢の中で反復して外傷を再体験する，外傷を想起させる刺激に誘発されて，恐怖・パニック・攻撃性が劇的かつ急激に生じる，過剰な覚醒を伴う自律神経の過覚醒状態，驚愕反応，不眠が挙げられるが，特に，外傷の証拠に加え，回想，白日夢，あるいは夢における出来事の反復的で侵入的な回想（フラッシュバック）がなければならぬと規定されている。」というように規範を定立して，本件の原告にあてはめを行っている。

この⑦に照らせば，「グローバル・スタンダード」としての有効性が発揮される場合は，「国内法令の代替説」が適切であると思われる。すなわち，判断や評価を迫られる場合に，国内には適切な法令等の規定がない段階において，判断しないという選択肢をとらず，最も「グローバル・スタンダード」と受けられている標準（指標）によって，判断をする場合に有効であるといえる。このように，裁判所は，法の欠缺を埋める措置，言い換えれば法令が十分ではない部分には，実務の現場での対処・判断を生かす工夫をしているとも捉えることが可能である。

4 補足として

⑦では国内法令の規定が欠如している場合に「グローバル・スタンダード」と認めたものを代用していることを確認した。「グローバル・スタンダード」という表現は用いてはいないが，同様に，国内法令に規定がない場合に，他国の法律によって判断した判例は他にも見受けられる。例として，わが国には動物の愛護及び管理に関する法律（動物愛護管理法，昭和48年法律第105号）は存在するが，動物福祉法は存在しない³⁵⁾ことから，動物福祉に関する案件にはこのような対応がとられてきた裁判例がある。

例えば，名古屋港水族館のシャチ購入に関する住民訴訟である名古屋地

35) 動物福祉法は存在しないが，動物愛護管理法の平成24（2012）年改正以降から，動物福祉の観点は加わっている。

判平成15年3月7日判自257号25頁がある³⁶⁾。愛知県の住民である原告らが、特別地方公共団体である名古屋港管理組合が、水族館の管理の委託を受け財団法人が入手を予定しているシャチの購入費用等を同財団に対して支出することが違法であると主張して、支出命令権者である被告に対し、支出差止を求めた事案である。原告らは、社会性のある動物であるシャチの購入が、動物愛護管理法、生物多様性条約、ワシントン条約（Convention on International Trade in Endangered Species of Wild Fauna and Flora: CITES）、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法、平成4年法律第75号）等に違反し、その購入契約が公序良俗に反すると主張した。しかし、裁判所は、この原告の主張を斥け、動物園や水族館が野生動物の保護・保存のための施設として活用されることも人類と動物の共生のあり方の一つとして是認されて然るべきであるとして、請求を棄却した。

筆者が注目しているのは、水族館の水槽の大きさの基準がわが国の法令には存在しないことから、裁判所が米国の動物福祉法（Animal Welfare Act）の基準を用いていることである。

具体的には、裁判所による、本件水族館北館に設置されたプールが、水量13,400トン、長さ60メートル、幅30メートル、深さ12メートルの規模であることについての評価である。裁判所は、「国内法においては、水槽の大きさを具体的に規定するものは存しない³⁷⁾が、水族館の飼育施設は、そ

36) 判例評釈には、拙稿「判例研究・費用差止め請求事件（名古屋港水族館シャチ購入事件・名古屋地判平成15年3月7日判タ1147号195頁）」東海の科学史、日本科学史学会東海支部編（2013年）36-42頁がある。

37) 諸坂佐利「我が国の『水族館』を取り巻く法環境に関する法解釈学的及び法政策学的考察—いわゆる『イルカ問題』にも触れながら」博物館研究53（11）/日本博物館協会編（2018年）、18-23頁には、「いわゆる『水族館』の設置及び運営に関して、その全体を指導監督又は保護する国家法（所轄官庁）は、我が国には存在しない。JAZA（日本動物園水族館協会）は、動物園及び水族館の社会的使命について、①種の保存、②教育・環境教育、③調査・研究、④レクリエーションの4つを挙げるが、これを明確に根拠づけ、かつそれを推進する

の建設に当たり、米国の動物福祉法の定める基準を目安として設置されることになっているところ、本件水族館の水槽は、その基準値をすべて満たしているから、原告らの主張には理由がない。」と判断している。より具体的には、シャチの飼育が予定されている施設は「世界最大級のプールであり、このプールは「水族館の飼育施設の規模について規定した米国の動物福祉法及び同細則に定める基準を満たしていること（なお、同法の基準によれば、名古屋港水族館のプールには21頭のシャチを収容することが可能である。）」をもって、上記プールがシャチを飼育する上で不当に狭小であると、は到底いい難いと評価している。

つまり、わが国には水族館の水槽の大きさ（入れる魚種・数に応じてのものになると想定される）に関する規定は存在しない。諸坂佐利が指摘するように、博物館法（昭和26年法律第285号）は存在するが、水族館はその設置に関して登録制でありその登録にも法的義務が課されているわけではない（未登録館であっても水族館と名乗れる）し、加えて、「公立博物館の設置及び運営に関する基準」に掲げる基準を満たす法的義務もないのである³⁸⁾。

そこで裁判所は実務に対応して米国の動物福祉法による判断を下しており、これにも「国内法令の代替説（第二説）」が妥当する。このように、国内法令が存在しない場合には、適切な「グローバル・スタンダード」または先進諸国の手厚い（規律密度の高い）法令を参考にされると考えられる。

他方、こうした「グローバル・スタンダード」というものの運用は、あいまいさを残している。というのも、「グローバル・スタンダード」というものが明確ではない領域もあると考えられるからである。例えば、和歌山地判平成31年3月27日LEX/DB文献番号25590015は、原告らが、被告・太地町の設置する公立博物館「太地町立くじらの博物館」に入館しようとした際、その職員から、捕鯨反対者は入館できない旨記載された用紙（本

法制度も、我が国には存在しない（18頁。）」との記述がある。

38) 諸坂・前掲注37) 18頁。

件ブラカード）を示されて入館を拒否されたことにつき、本件入館拒否は、太地町立くじらの博物館条例10条の要件を満たさず地方自治法244条2項に反し、さらに、憲法14条、19条および21条、市民的及び政治的権利に関する国際規約ならびにあらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約に反すると主張して、被告に対し、国家賠償法1条1項に基づき、損害賠償金等の支払をそれぞれ求めた事案である。

ここで、原告Bは、オーストラリア在住のジャーナリストであり、和歌山県太地町において行われているイルカ漁が、「動物福祉の基準を満たしていない残酷なものと考えたこと等」をきっかけに、亡Aと共に、オーストラリア・フォー・ドルフィンズ（現在のAction for Dolphins: AFD）を設立している。つまり、原告らが真に争いたい内容は、イルカ漁が動物福祉に反しているということである。反捕鯨団体の者は、平成21年に本件博物館内にてイルカの水銀問題に関する記者会見を無断実行して混乱を生じさせたり、平成23年に本件博物館において無断で撮影した映像をWEBにて配信したり非難中傷等を繰り返すなどしていた、との認定事実もあるように、鯨類の漁業および取り扱いに関しては、根深い対立がある。

こうした問題は本件では直接には問われてはいないが、背景および前提として存在している。そのため、これらの争点がいくばくかでも訴訟の俎上に上がるとしたら、日本に動物福祉法が存在しないといっても、他の先進諸国や国際捕鯨員会（国際捕鯨条約等に基づき鯨類資源の保存および捕鯨産業の秩序ある発展を図ることを目的として設立された国際機関、International Whaling Commission: IWC）の基準を用いることには慎重である必要もあるからである。

IV 結 び

本小稿で筆者が検討したかったことは、情報不開示決定取消等請求事件（最三小判令和3年6月15日）における宇賀裁判官の補足意見にある、「グロー

バル・スタンダード」という文言の用いられ方であった。解釈論として幾分疑問を呈する向きも、好意的に捉える向きもあり、判断に迷ったわけである。そこで、「補強説」と「国内法令の代替説」を提示して、なぜここでこの文言が使われたのかを検討すると、そこには国内法令の欠缺が指摘できることから、むしろ立法不作為の問題を回避しつつ裁判所が判断を下そうとする姿勢が確認できる。他方で、立法不作為により国民に不利益を与えかねない状況であることは避けては通れず、民主的なプロセスで規定された法令による統治こそ求められるといえ、「グローバル・スタンダード」や米国法の借用があった場合には、速やかに立法への対応が必要であることを肝に銘じねばならない。すなわち、刑務所医療に関する速やかな法整備や、わが国における動物福祉の水準の民主的な議論を始めることこそが重要なのである。

謝辞

この度ご退職を迎えられる小賀野晶一先生には、人間環境問題研究会でもお世話になり、先生が編集されるご著書においても分担執筆させていただき、大変感謝しております。また栄誉ある中央大学の「法学新報」に寄稿させていただく機会を得、身に余る光栄であると思うとともに、「枯れ木も山の賑わい」になればとの一念で投稿させていただきます。小賀野先生の温かくかつ謙虚であられるお人柄は、私の範とするところです。引き続きのご指導をお願いしつつ、先生のさらなるご発展とご健康をお祈りいたします。以上、感謝とともに。

（富山大学学術研究部社会科学系教授）